

## 第2章 計画の基本的事項等

### 2-1 計画の基本的事項

#### (1) 計画の目的及び位置づけ

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるものです。

本計画は、市川市環境基本計画に定める「地球温暖化の防止」及び、「地球温暖化への備え」に関する施策を推進していくための実行計画としても位置づけられています。

また、市で推進するその他の環境に関する計画や事業と整合を図ります。

表 2-1 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の根拠法と目的

根拠法	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第4項
目的	市川市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制・削減に向けた市民、事業者、市等の各主体による総合的かつ計画的な取り組みの推進

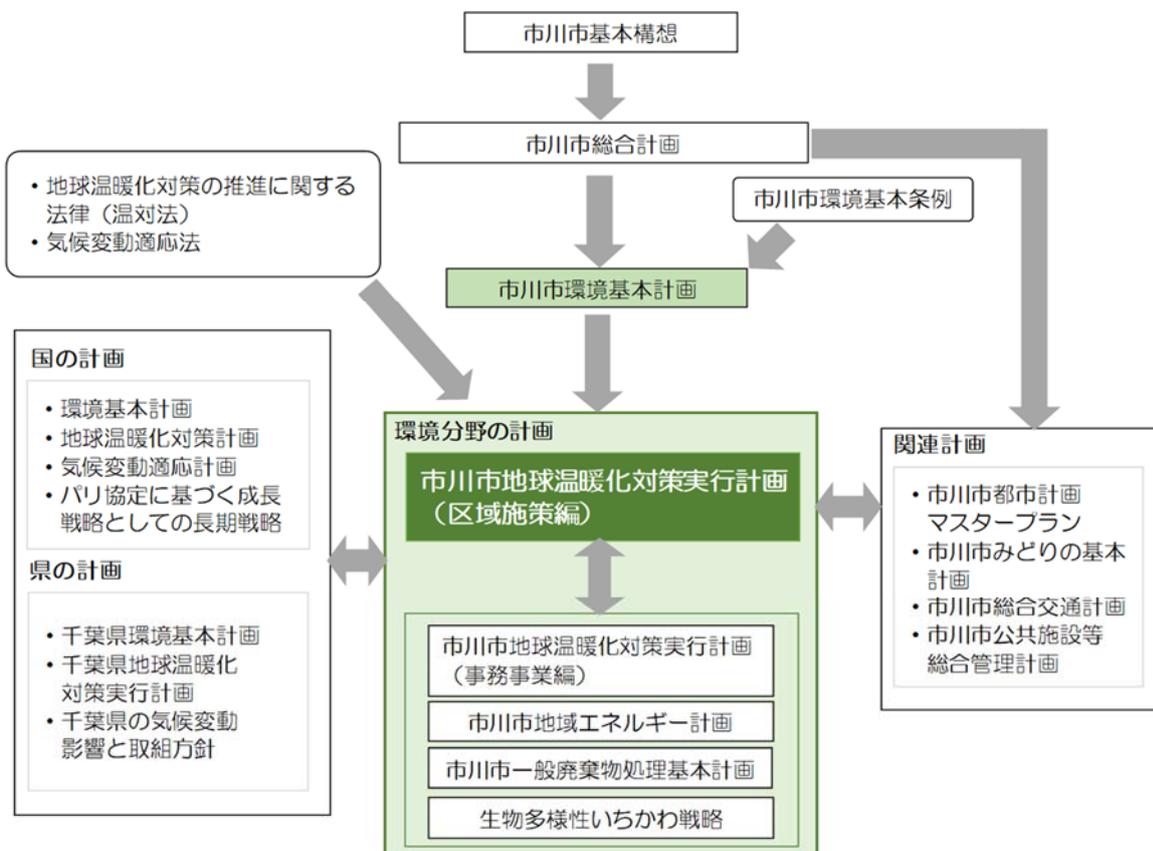


図 2-1 本計画の位置づけ

表 2-2 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する本市の計画について

■ 本計画の上位計画

① 市川市総合計画	
目的	・本市の将来都市像の実現に向け、基本的な施策を定めるもの。
対象範囲	・各分野における計画や事業展開の指針として全ての分野が対象。
② 市川市環境基本計画	
目的	・本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために定めるもの。
対象範囲	・「地球環境」・「資源循環・廃棄物」・「自然環境」・「生活環境」・「協働」の5つの分野が対象。

■ 本計画と関連が強い計画

① 市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	
目的	・市の事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出量を削減するため、創エネ・省エネ・省資源に関する取り組みを推進するもの。
対象範囲	・市川市が実施している事務や事業が対象。
② 生物多様性いちかわ戦略	
目的	・本市の自然環境や動植物の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため定めるもの。
対象範囲	・市川市内における緑地や水辺等の自然環境や、動物・植物等の生物が対象。
③ 市川市一般廃棄物処理基本計画	
目的	・「資源循環型都市いちかわ」を目指して、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理推進を図るためのもの。
対象範囲	・市川市の区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）が対象。
④ 市川市地域エネルギー計画	
目的	・市川市におけるエネルギーに関わる各取組について、市が連携をとって主体的、整合的に推進することにより、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進を図るためのもの。
対象範囲	・市川市内で利用するエネルギーが対象。

## (2) 計画期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの  
5年間とします

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

取り組みの進捗・成果を測る計画の基準年度は、国の温室効果ガス削減における中期目標の基準年度である2013（平成25）年度とします。

## (3) 計画の基本目標

地球温暖化による環境の変化を軽減するため、二酸化炭素排出量実質ゼロのゼロカーボンシティを実現するには、市民、事業者、市の各主体が、地球温暖化の進行がもたらす危機感を共有し、市川市の特性や現状を踏まえ、協働して目標達成に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、脱炭素社会に向けた取り組みは、地球温暖化対策だけにとどまらず、

- ・断熱性能の高い省エネ住宅の普及など、住まいの質の向上による「健康の維持増進」
- ・まちの緑化や交通対策の推進等による「快適な都市空間の実現」
- ・災害拠点をはじめとした公共施設へ太陽光発電設備や蓄電池等の自立可能な電源設備を導入することによる「災害時・緊急時に向けた対応の強化」
- ・環境の変化に対応した新しい技術の開発・導入等による「地域経済の活性化」
- ・市川市の特性を活かした環境変化への対応などによる、「市川独自のサービスやライフスタイルの創出」

といった市民生活やまちの魅力の向上にもつながります。

そこで、温暖化対策を推進し、将来にわたって、市川市を魅力あるまちとしていくために、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

「 未来のために地球温暖化を食い止める 」

## (4) 計画の基本理念

基本目標を達成するために、本計画では以下の基本理念に基づき地球温暖化対策を推進していきます。

### 基本理念1 資源・エネルギーを賢く使うとともに、再生可能エネルギーへの転換を進める

資源・エネルギーの効率的な利用を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいきます。

### 基本理念2 脱炭素化に向けたまちづくりを進める

ごみの排出量削減、次世代自動車や公共交通機関の利用、まちの緑化などを推進することにより、脱炭素なまちづくりに取り組んでいきます。

### 基本理念3 みんなが地球温暖化問題を共有し、環境に配慮して行動する

市民・事業者・市が地球温暖化の進行による深刻な影響や危機感を共有し、協働により、環境に配慮した行動を実行する環境づくりを進めます。

### 基本理念4 気候変動による影響に備える

気候変動に対して日頃から情報収集を行うとともに、変化に対する備えや対策を推進することによって、気候変動によってもたらされる影響の軽減を図っていきます。



図 2-2 計画の基本理念

## 2-2 市川市の地域概要

### (1) 地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20km圏内の良好な郊外住宅都市として発展しています。

市域の総面積は56.39km<sup>2</sup>、東西の距離は8.2km、南北の距離は13.4kmです。地勢は、南部は標高2~3mの平坦地で、北部一帯は20m程度のなだらかな台地となっています。



図 2-3 市川市の位置

出典：市川市ホームページより

## (2) 気候

市の平均気温は、16℃前後でほぼ横ばいで推移しています。最高気温についても、ほぼ横ばいで推移しています。

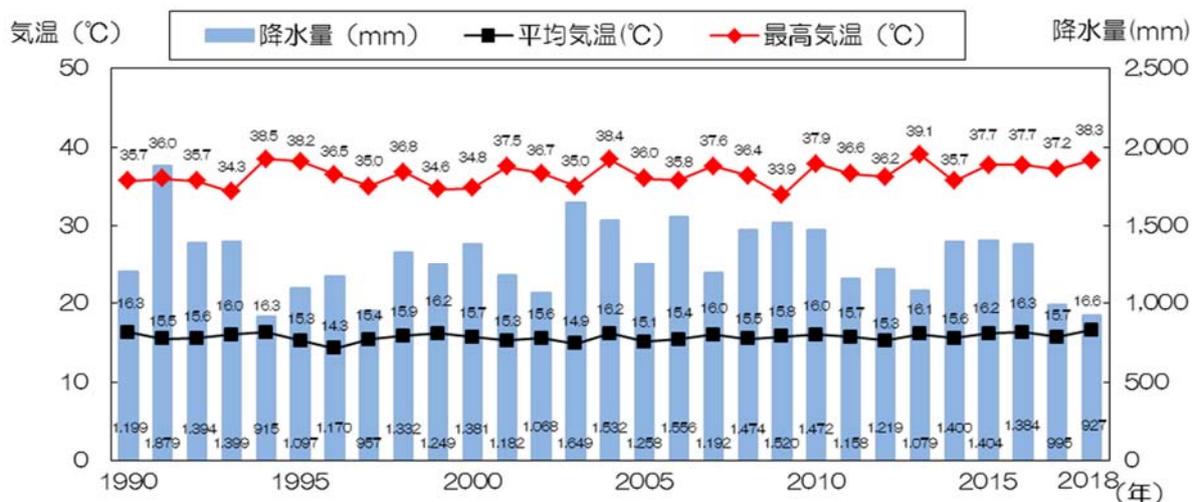
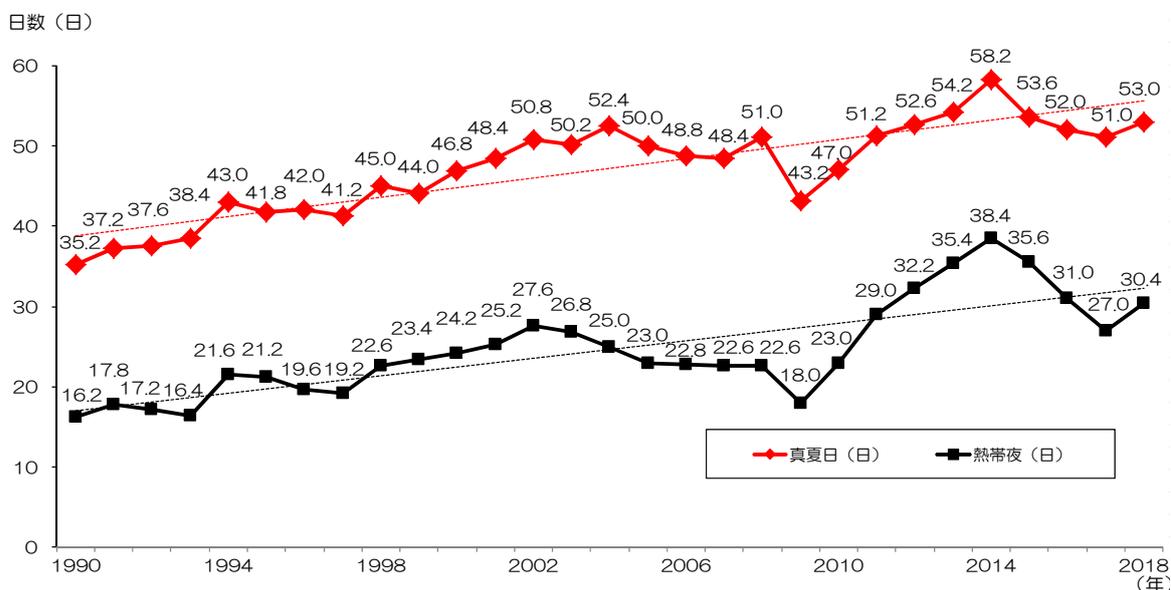


図 2-4 市川市の平均気温、最高気温及び降水量の推移

出典:市川市統計年鑑より

しかし、熱帯夜（夜間の日最低気温が 25℃以上の日）、真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）の日数は、増加傾向にあります。



注 1) 5 年移動平均の値を示す

注 2) 点線は、線形近似による長期変化傾向を示す

図 2-5 熱帯夜及び真夏日の日数の推移

出典:気象庁ホームページ(千葉特別地域気象観測所(千葉市)の観測データ)より作成

### (3) 土地利用

市の総面積のうち、宅地の占める割合が49.7%と高くなっています。一方で、田は2.1%、山林は2.2%と低いことが特徴となっています。

更に、宅地を用途別にみると、住宅地域が70.9%と大半を占め、工業地域は16.6%、商業地域は1.9%となっています。

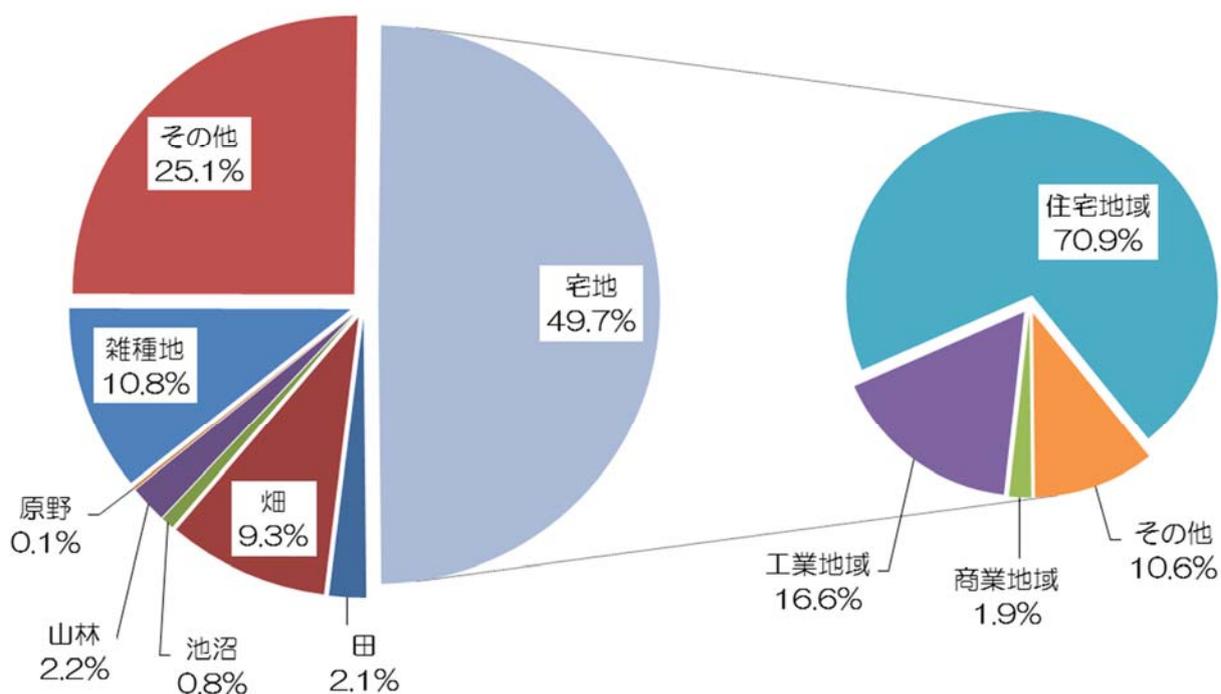


図 2-6 市川市の地目別面積構成比 (2018 (平成 30) 年 1 月 1 日現在)

出典:千葉県統計年鑑、市川市統計年鑑より

#### (4) 人口及び世帯数の推移

2018（平成 30）年 10 月 1 日現在、本市の人口は 492,752 人、世帯数は 240,224 世帯となっています。

本市は都心に近いことから、通勤の便が良くベッドタウンとしての条件に適しているため、昭和 40～60 年代にかけて人口が著しく増加しましたが、その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷等に伴い減少傾向にありました。しかし、近年は、駅周辺を中心として高層住宅の増加などが進み、2013（平成 25）年 3 月以降は再び増加傾向にあります。また、世帯数は構成人数の減少の影響もあり、年々増加しています。

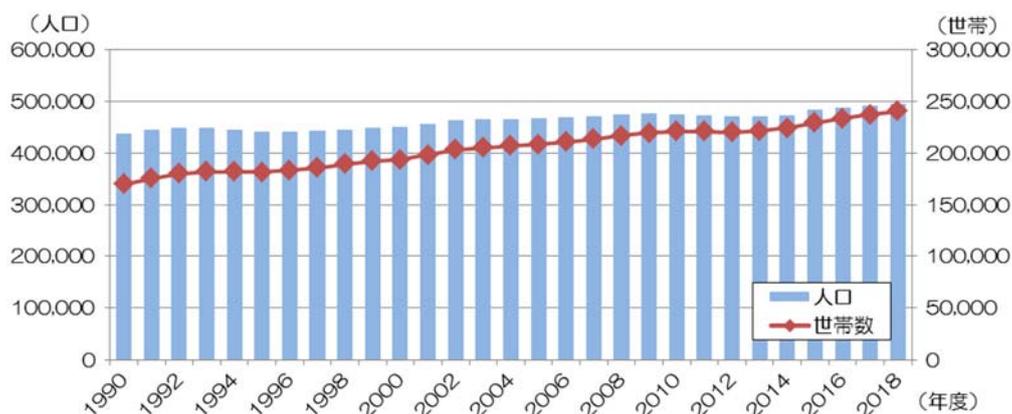


図 2-7 人口及び世帯数の推移

出典：市川市統計年鑑より

#### (5) 年齢階層別人口構成

全国的な傾向と同様に、約 25 年前と比べると、少子高齢化が進んでいます。

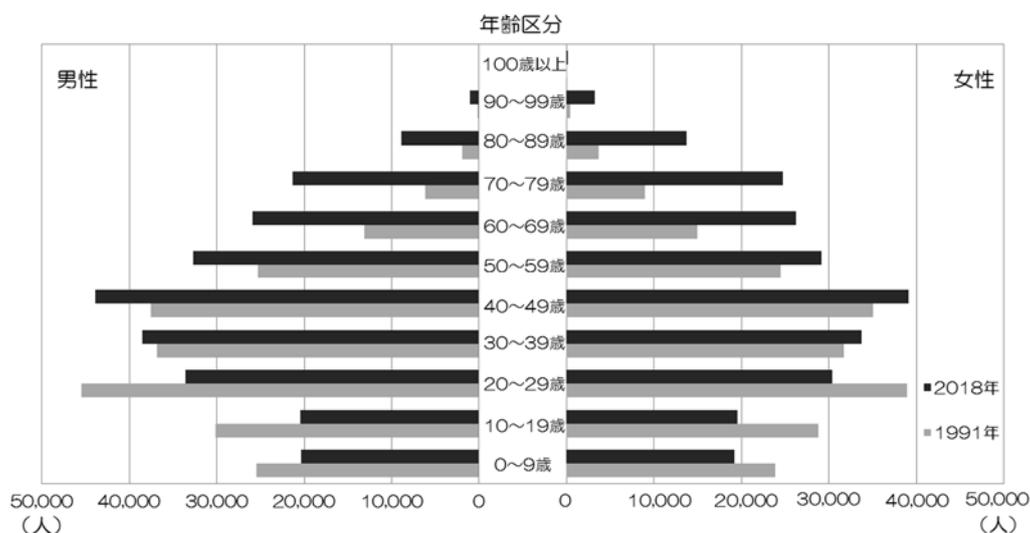


図 2-8 年齢階層別人口構成（1991 年と 2018 年との比較）

出典：千葉県統計情報より

## (6) 産業構造

2016（平成28）年における市内の事業所総数は11,783事業所となっており、1991（平成3）年と比較すると約22%減少しています。なお、産業分類別事業所数の割合は、製造業、卸売業、小売業及び飲食業の割合が減少し、その他サービス業が増加しています。

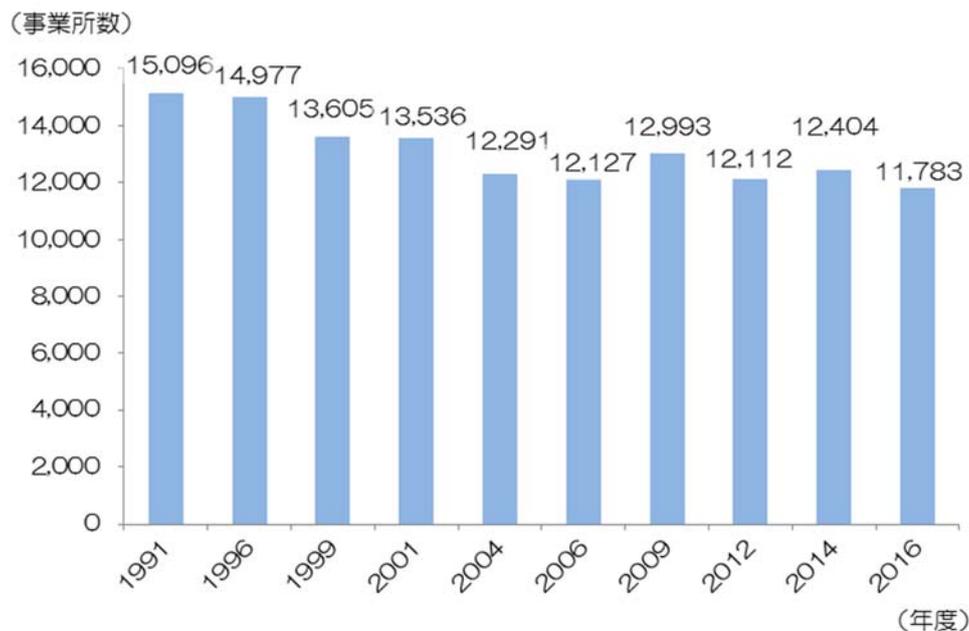


図 2-9 事業所数の推移

出典：市川市統計年鑑より

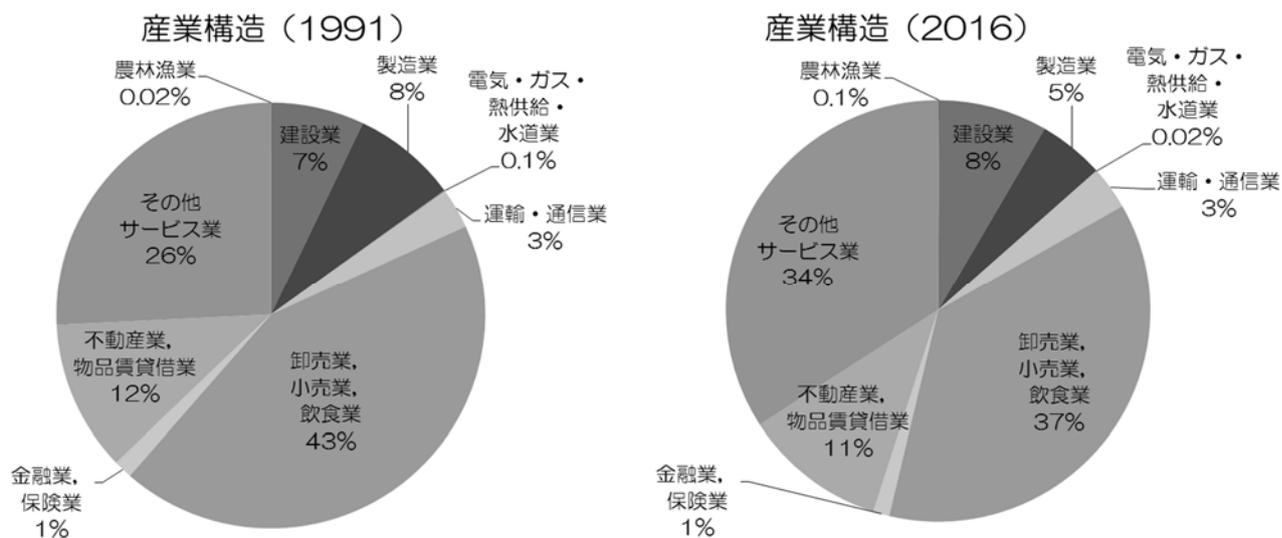


図 2-10 産業分類別事業所数の割合

出典：千葉県統計年鑑、市川市統計年鑑より

また、本市における商工業、農水産業の概要は以下の通りとなります。

#### 【商業】

本市の商業は、小売業が主であり、卸売業と小売業をあわせた商店数は、2016(平成28)年では2,089店舗(うち小売りが1,698店)(平成28年度経済センサスより)となっています。

市内商店における消費動向をみると、一般的に大型店での消費の傾向が高く、特に買回品や贈答品については、都心への交通の利便性や近隣市郊外に進出する大型店・アウトレット店の影響を受けて、顧客流出が続いています。

小売商店での消費動向は、徒歩や自転車で通える圏内に住む地元住民の日用品等の購入が主となっています。

#### 【工業】

本市の工業は、臨海部の鉄鋼、非鉄、石油、化学等の工業と内陸部の金属製品、機械器具、印刷・印刷関連、食料品等の工業に分けられ、臨海部の一部の大企業を除いて、中小企業が大半を占めています。

近年の動向をみると、平成21年度から事業所数、従業員数、出荷額ともに減少傾向が続いています。

また、内陸部では新たに操業するための工業地域が少なく、工場跡地の住宅地利用が進んでいます。その一方で、東京湾に面した臨海部は、湾岸道路や東京外かく環状道路などが整備され交通利便性が高いことから、物流拠点や工業地帯が広がっています。

#### 【農業】

本市の農業は、北部地域を中心に営まれており、大消費地である東京に隣接した都市農業地域という特性を生かし、県下でも有数の梨栽培をはじめとして、トマトやネギ、小松菜などの付加価値の高い農作物を栽培しています。

しかし、従事者の高齢化や担い手不足の顕著化、高度経済成長期以降の急速な都市化に伴う周辺地域の宅地開発による営農環境の悪化等が農地の減少に拍車をかけています。

#### 【漁業】

本市では、東京湾に面した行徳地区で水産業が営まれており、ノリの養殖をはじめ、ホンビノス貝やアサリ等の採貝漁業や、東京湾内におけるカレイやスズキ等の小型機船底引き網漁業、サヨリ等の船引き網漁業等が営まれています。

## (7) 家屋

建築年次区分による家屋の床面積の推移によると、市内にある家屋のうち、1999（平成11）年<sup>注</sup>以前に建築された家屋が全体のおよそ6割を占めています。

注）2013（平成25）年度改正前の省エネ法に基づく建築物における省エネ基準は、平成11年基準



注1)床面積には、専用住宅以外(事業所等)も含まれます。

図 2-11 建築年次区分による家屋の床面積の推移

出典:固定資産の価格等の概要調書より

表 2-3 建築年次区分による家屋の床面積の推移と割合

建築年次		木造家屋の床面積 (㎡)	木造以外の家屋の床面積 (㎡)	床面積の合計 (㎡)	全体に対する割合
(西暦)	(和暦)				
1963 以前	昭和 38 以前	273,797	68,653	342,450	60.6%
1963~1969	昭和 38~44	342,453	292,508	634,961	
1969~1975	昭和 44~50	707,650	1,089,593	1,797,243	
1975~1981	昭和 50~56	1,009,516	1,349,318	2,358,834	
1981~1987	昭和 56~62	995,174	1,236,173	2,231,347	
1987~1993	昭和 62~平成 5	1,017,109	2,464,129	3,481,238	
1993~1999	平成 5~11	1,009,402	1,737,407	2,746,809	39.4%
1999~2005	平成 11~17	1,083,442	2,174,573	3,258,015	
2005~2011	平成 17~23	973,961	1,773,193	2,747,154	
2011~2018	平成 23~30	1,103,082	1,716,598	2,819,680	
床面積の合計 (㎡)		8,515,586	13,902,145	22,417,731	100.0%

注1)床面積には、専用住宅以外(事業所等)も含まれ、建築年次区分は、各年1月2日から翌年1月1日までです。  
出典:固定資産の価格等の概要調書より